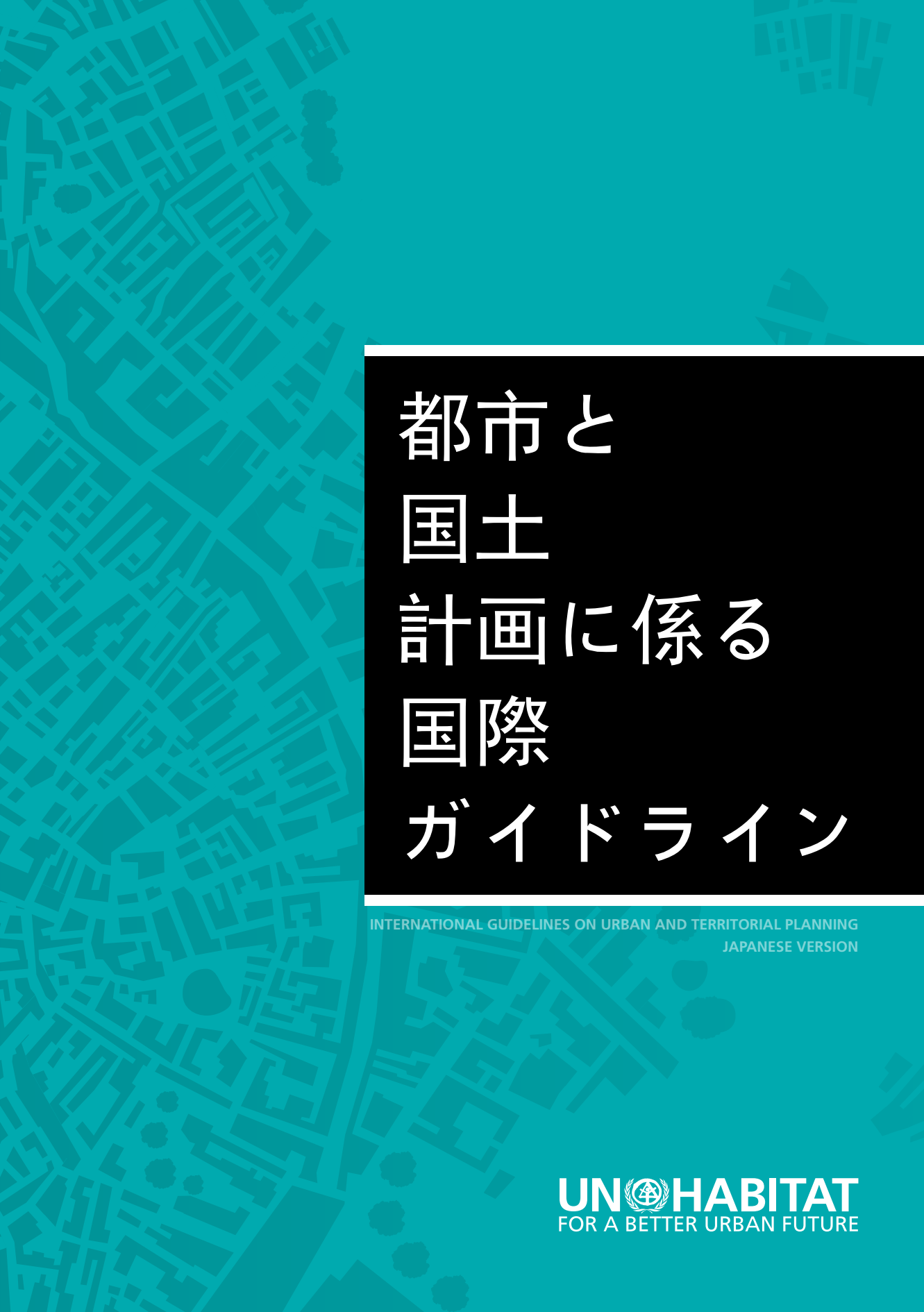




都市と 国土 計画に係る 国際 ガイドライン

INTERNATIONAL GUIDELINES ON URBAN AND TERRITORIAL PLANNING
JAPANESE VERSION

UN HABITAT
FOR A BETTER URBAN FUTURE

都市と国土に係る国際ガイドライン

2015年 初版

発行者：国連ハビタット（ナイロビ）

無断複製・転写を禁じます

United Nations Human Settlements Programme (UN-Habitat)

P. O. Box 30030, 00100 Nairobi GPO KENYA

Tel: 254-020-7623120 (Central Office)

www.unhabitat.org

HS Number: HS/059/15J

政府財政貢献と支援: 日本、フランス、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデン

免責事項

本書で用いられている表記や資料は、国・地域・都市もしくはその当局の法的地位、または国・地域の境界に関する国際連合の見解を示すものではありません。本書で用いられている記述は、必ずしも国連人間居住計画、国際連合及びその加盟国の見解を反映するものではありません。

本書の文章を引用される場合は、出典を明記してください。

2016年3月 日本語版発行 発行者：国連ハビタット福岡本部（アジア太平洋担当）

都市と 国土 計画に係る 国際 ガイドライン

INTERNATIONAL GUIDELINES ON URBAN AND TERRITORIAL PLANNING
JAPANESE VERSION

UN  HABITAT

序文

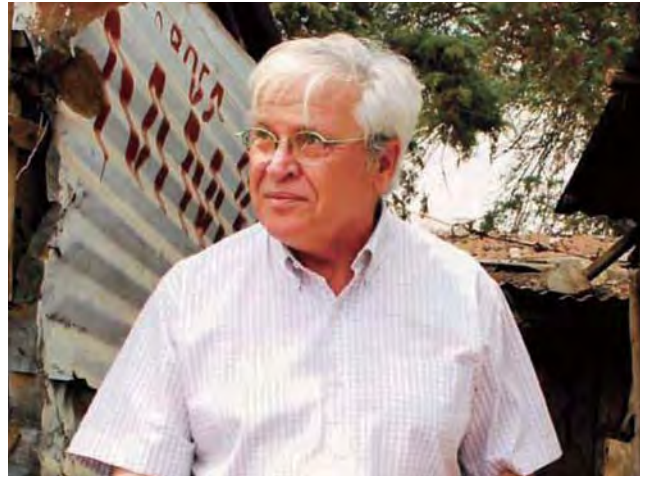
現在、世界人口の半数以上が都市に暮らしており、人類の未来が都市にあることは、もはや疑いようのない事実となりつつあります。都市化は特に開発途上国で急速に進行しており、その進行過程には様々な機会と課題が伴います。

人口の密集は、都市や地域に大規模な経済を生み出す一方、騒音、交通渋滞、大気汚染などの問題やそれによる損失につながります。また、気候変動や資源枯渇など地球規模の問題が各地で様々な形で影響を及ぼしており、新たな革新的対応が求められています。

こうした問題に対処するため、世界各地で様々な都市計画の策定が試行、実践されてきました。この「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」(以下、本ガイドライン)は、こうした多角的な取り組みから得られた貴重な教訓と併せて、規模が異なる各地域・国・都市でも活用できる参考枠組みとして、現実とあるべき姿の重大なギャップを埋めるために作成されました。

国連ハビタット管理理事会決議(24/3)を受け、専門家の協議を重ね、多様な実践に基づき、本ガイドラインが策定されました。ガイドラインには12の基本原則が提示されており、これらは意思決定者が総合計画の観点から都市開発あるいは政策・計画・デザインを策定あるいは見直す際の手引きとなります。

本ガイドラインは、2015年4月23日の管理理事会決議(25/6)で承認されました。同時にこの決議では、「本ガイドラインに関心のある加盟国がこれを利用し、必要に応じて各々の国や国土の状況に合わせて適用し、さらなるツールや評価指標の開発を行うことができるよう、国際的な金融機関、開発機関及び国連ハビタット



に対し支援を」求めています。

本ガイドラインは、国連ハビタット管理理事会でこれまでに採択され、すでに多くの国で実践されている「分権と地方自治体強化に関する国際ガイドライン」(2007年)及び「全ての人々に基本サービスへのアクセスを供給するための国際ガイドライン」(2009年)を補完するものです。また、本ガイドラインは、ポスト2015開発アジェンダならびに2016年に開催予定の第3回国連人間居住会議(ハビタットⅢ)のニュー・アーバン・アジェンダの施行を支援するものでもあります。

本ガイドラインが対象とするのは、各国政府、地方自治体、市民団体、都市計画の専門家など多岐にわたります。本ガイドラインは、こうした多様な主体が人間の居住環境の構造と機能を形作っていくうえで担う役割を重視しています。私は、本ガイドラインが、コンパクトで包摂性に富む社会を実現し、また、統合的で接続性に優れた都市・国土の建設にインスピレーションと指針を与えるものであることを切に願っています。

A handwritten signature in black ink, which appears to read 'Joan Clos'.

国連ハビタット事務局長
ジョアン・クロス

目次

I. 背景

A.	目的	1
B.	定義と範囲	2
C.	背景と根拠	4
D.	準備プロセス	5

II. 都市と国土計画に係る国際ガイドライン

A.	都市政策とガバナンス	8
B.	持続可能な開発に向けた都市と国土計画	13
	B1. 都市と国土計画及び社会開発	14
	B2. 都市と国土計画及び持続的な経済成長	17
	B3. 都市と国土計画及び環境	20
C.	都市と国土計画の要素	23
D.	都市と国土計画の実施とモニタリング	27



I

背景

A. 目的

1950 年以降、世界は急速に変化しています。1950 年に 7 億 4,600 万人（世界人口の 29.6%）だった都市人口は、2000 年には 28 億 5,000 万人（同 46.6%）になり、2015 年には 39 億 6,000 万人（同 54%）に達しています。2030 年には、これが 50 億 6,000 万人（同 60%）になると予想されています。この「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」（以下、本ガイドライン）はこうした変化に対応して、都市と国土に関する政策、計画、デザイン、そして実践のプロセスを改善するための枠組みとなることを目的として策定されました。本ガイドラインは、持続可能で気候変動にレジリエンスのある都市の開発を促進し、コンパクトで社会的包摂性に富み、統合的で接続性に優れた都市と国土の建設を目指すものです。

本ガイドラインの目的は以下の通りです。

- 都市政策の改革の指針として、普遍的な参考枠組みを構築する。
- 各国地域が各々の状況や規模に応じた計画策定に活用できる普遍的な基本原則を、各国地域の実践から導き出す。
- 持続可能な都市開発の促進を目的とする他の国際的ガイドラインを補完し、相互に連動させる。
- 各国地域及び地方自治体の開発アジェンダにおいて、都市と国土の特質を提起する。

Aerial view of Paris, France © Flickr/Mortimer62



B. 定義と範囲

都市と国土計画は、経済、社会、文化及び環境分野の目標を実現するための意思決定プロセスと定義することができます。都市空間開発のビジョン、戦略及び計画を立て、一連の政策指針、推進手段、組織的で参加型の仕組み、そして規制手続きを取り入れることによって、目標の実現を目指します。

都市と国土計画には、基本的な経済的機能が備わっています。それは、内発的な経済成長や繁栄、雇用を生み出すために、都市や地域の形態及び機能を作り変える強力な手段であり、最も脆弱で十分なサービスを受けられない低所得層のニーズにも対応するものです。

本ガイドラインは、あらゆる国や都市が、都市圏の人口統計学的変化（成長、停滞及び減少）を効果的に管理し、既存及び新規都市居住区の生活の質を改善するために、主要な原則や提言を推進するものです。本ガイドラインは、補完性の原理及び各国特有の行政上の取り決めを考慮に入れつつ、規模の大小を問わず、都市空間の計画策定に次のように活用することができます。

- **国及び国境を越えたレベル：**多国間で地域戦略を立てることにより、気候変動や省エ

大規模なインフラを活用して、都市回廊や河川流域を含む市街地の仕組みを支援、構築、均衡発展させることを可能にすると共に、国の経済的潜在力を最大限に発揮させることができます。

- **都市圏及び大都市レベル：**国に次ぐ規模で地域的な都市計画を立てることにより、規模の経済性と集積を促進し、生産性と繁栄を拡大し、都市と地方のつながりを強化し、気候変動の影響に適応し、災害リスク及び過剰なエネルギー消費を軽減し、社会的及び空間的な格差に取り組み、成長地域と衰退地域双方における地域の結束と相互補完を促進することで、経済発展を促すことができます。
- **地方自治体レベル：**自治体が開発戦略及び総合的な開発計画を立てることにより、投資の優先順位を決め、別々の市街化区域間の相乗相互作用を促進することができます。土地利用計画を立てることで、環境保護指定区域の保全や不動産市場の規制に貢献できます。都市の拡張及び既存の土地の再開発計画を立てることで、輸送コストやサービス供給コストが軽減され、最適な土地利用と都市部のオープンスペースの保全・

及び修復
経済密度
ユニティ

预览已结束，完整报告链接和二维码如下：

https://www.yunbaogao.cn/report/index/report?reportId=5_18559

